

プラスコム商社会員(販売促進代行業務)申込書

※一部コピーをお控えください。

販売促進代行規約

※一部コピーをお控えください。

郵送またはメール添付にて、 右記へお申し込みください。	〒573-0164 大阪府枚方市長尾谷町 1-72-3 プラスコム株式会社 TEL : 072-851-1631 FAX : 072-851-1632 MAIL : shop@placom.net
--------------------------------	---

当社(申込み会社)は、「販売促進代行規約」を承認し、「プラスコム商社会員プログラム」に申し込みます。

お申込み者様記入欄			
記入日	年 月 日		
申込み種別	新規 / 再登録		
貴社名 (又は屋号)	社印		
ご担当者様 所属部門	(フリガナ) ご担当者様名	(セイ) (姓)	(メイ) (名)
	部署名		
	所在地(住所)	〒	
	電話番号		
	FAX番号		
	メール アドレス	"ー"(ハイフン)と"_"(アンダーバー)が解るようにお願いします。	
	販売促進代行料 振込先口座	銀行名 : 種別 : (普通 / 当座) 口座名義:	支店名 : 口座番号:
本社所在地 (登記上の 本店所在地)	所在地(住所)	〒	
	電話番号		
	FAX番号		

右記規約文面を切離さないで下さい

プラスコム事務処理欄

プラスコム記入欄			
ログインID (商社会員登録番号)	処理済印	承認印	受付日

- 第1条 (本規約の適用)
本規約は、プラスコム株式会社(以下、「当社」という。)が行う通信販売事業(以下、「通販事業」という。)について、希望する者がその販売促進業務の代行(以下、「販促代行業務」という)を行うに関して適用されます。
- 第2条 (申込み)
当社の販促代行業務を行おうとする者(以下「申込者」という。)は、本規約に同意の上、当社所定の申込書の提出をもって申込みを行うものとし、当社がこれを承諾(メール、書面等での別途通知)した時、当社との「販売促進代行契約」が成立します。(本契約が成立した申込者を「商社会員」といいます)
尚、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込みを承諾しません。申込者は当社が必要と認めるときには、その適格性について再審査を受けるものとします。①申込者が販売を主たる事業とする者でない場合。②虚偽の事実を申告した場合。③当社の業務の遂行上又は技術上支障がある場合。④その他当社が不適当と認めた場合。
- 第3条 (販促代行業務の開始)
当社が申込書の承諾をした場合には、申込者に対し当社が運営するWeb通販サイト(以下「Webショップ」という。)の商社会員専用ページにログインするための「ID」及び「パスワード」を発行し、この時点で活動の開始とします。
- 第4条 (販促代行業務)
商社会員として行う前条の販促代行業務とは、次の業務をいいます。
(1)当社通販事業を利用する仕入販売業務
(2)当社運営の通販事業に対する利用登録事業者(以下「事業者会員」という)の勧誘及びその入会の取次ぎ
(3)前各号に定める業務について当社に対する必要な連絡及び報告
事業者会員の入会取次ぎについては、当社所定の申込書の提出をもって行います。
- 第5条 (機密保持義務)
商社会員は、販促代行業務により知り得た、当社の技術上及び営業上の機密を他には一切漏洩しないものとし、万一漏洩したことにより、当社が直接的又は間接的を問わず損害を蒙った場合には、その損害賠償の責に任じます。
- 第6条 (再委託等の禁止)
商社会員は、本規約に基づく権利及び義務を如何なる場合であっても、第三者に譲渡、移転及び再委託しないものとします。
- 第7条 (報告義務)
商社会員は、すみやかにサービスの提供を開始するため、販促代行業務によって得た事業者会員の申込書を3営業日以内に当社にFAX又は電子メールによって報告し、また、申込書記載事項の内容に変更があった場合には、その変更の内容を速やかに報告します。
- 第8条 (販売促進代行料)
当社は、商社会員に対して、前条による販促代行業務の結果に基づいて、次に定める販売促進代行料を支払います。その精算については、毎月20日を締日とし、翌月20日(休日の場合は当社翌営業日)に当社より商社会員の指定する銀行口座に電信振込します。尚、振込みに係る手数料は商社会員が負担し、販売促進代行料より相殺を行うが、その支払い額が振込手数料に満たない場合は、その清算を翌月に繰越します。
1. 当社は、商社会員が得た「事業者会員」の申込者に対し、WebショップのログインID及びパスワードを発行します。入会申込書記載内容と既存登録者との照合は行わず、その発行するログインIDにて識別します。また、事業者会員の申込み条件を「プラスチックに関連する事業者または屋号のある個人事業主」であることとします。
2. 当社は、商社会員により取次ぎされた事業者会員に対する販売実績金額(税別)の10%を、販売促進代行料として取次ぎの商社会員に支払います。販売実績金額は、当社が運営するWebショップによって、顧客の識別方法であるログインを介して売買が成立した金額とします。
- 第9条 (損害賠償)
商社会員は、本契約の履行において、その責に帰すべき事由により、当社又は第三者に損害を被らせた場合には、その損害を賠償します。
- 第10条 (有効期間)
本契約は、第3条の定めに従って開始し、その後、直近の3月20日をもって終了します。但し、第11条による契約解除がない限り、翌年3月20日まで1年間を新たな契約期間として更新され、その後も同様とします。
- 第11条 (解除)
本契約の有効期間の満了日までに、商社会員及び当該商社会員の取次ぎによる事業者会員のサービス利用実績がなかった場合には、当社は書面による意思確認の上、本契約を終了することができます。その時期をもって第8条の販売促進代行料の支払を終了します。但し、初年度に関しては有効期間が1年未満の場合には例外として、1年間の延長を認めます。当社は、申込者が本契約の各条項の一に違反したときは、申込者に対し何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できます。
- 第12条 (適用範囲)
申込書記載の事業者に属する他の営業所については、これを同一のものとして取扱い個別に契約を行いません。
- 第13条 (信義則)
本規約に定めのない事項、又は本規約の条項の解釈に疑義を生じたときは、当社及び申込者はともに誠意をもって協議し、これを解決します。

以上

(2019/12/21 改訂)